

議案第30号

磐田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和7年2月14日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市下水道条例の一部を改正する条例

磐田市下水道条例（平成17年磐田市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「責任技術者が1人以上専属」を「責任技術者を1人以上選任」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項第1号に規定する責任技術者は、静岡県内における別の営業所の責任技術者を兼任することを妨げない。

第15条第1項第5号中「専属」を「選任」に改める。

第23条第1項第8号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

第38条第1項第1号ウ中「耐蝕性」を「耐蝕^{しよく}性」に改める。

第49条中「詐偽」を「偽り」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

磐田市下水道条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(指定の基準)</p> <p>第8条 管理者は、次に掲げる要件に適合している工事業者から登録の申請があったときは、指定工事店として指定するものとする。</p> <p>(1) <u>責任技術者が1人以上専属</u>していること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(追加)</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第15条 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに規程で定める届出書に必要な書類等を添付して、管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>専属する責任技術者に異動</u>があったとき。</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>第23条 法第12条の11第1項の規定により、次に掲げる基準に適合しない汚水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成10年静岡県条例第44号）により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。） 当該排水基準に係る数値</p>	<p>(指定の基準)</p> <p>第8条 管理者は、次に掲げる要件に適合している工事業者から登録の申請があったときは、指定工事店として指定するものとする。</p> <p>(1) <u>責任技術者を1人以上選任</u>していること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 第1項第1号に規定する責任技術者は、静岡県内における別の営業所の責任技術者を兼任することを妨げない。</u></p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第15条 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに規程で定める届出書に必要な書類等を添付して、管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>選任する責任技術者に異動</u>があったとき。</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>第23条 法第12条の11第1項の規定により、次に掲げる基準に適合しない汚水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成10年静岡県条例第44号）により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。） 当該排水基準に係る数値</p>

現行	改正案
<p>2・3 略</p> <p>(暗渠の使用に係る許可の基準)</p> <p>第38条 管理者は、前条の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる基準の全てに適合するときは、当該使用を許可する。</p> <p>(1) 暗渠について使用の申請をする者が敷設しようとする電線等が次の技術的基準に適合すること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 電線等の構造が堅ろうで、かつ、表面が平滑であって、耐久性、<u>耐蝕性</u>及び耐水性のあるものであること。</p> <p>エ～カ 略</p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>第49条 <u>詐偽</u>その他不正の行為により手数料、使用料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。</p>	<p>2・3 略</p> <p>(暗渠の使用に係る許可の基準)</p> <p>第38条 管理者は、前条の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる基準の全てに適合するときは、当該使用を許可する。</p> <p>(1) 暗渠について使用の申請をする者が敷設しようとする電線等が次の技術的基準に適合すること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 電線等の構造が堅ろうで、かつ、表面が平滑であって、耐久性、<u>耐^{しよく}蝕性</u>及び耐水性のあるものであること。</p> <p>エ～カ 略</p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>第49条 <u>偽り</u>その他不正の行為により手数料、使用料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。</p>